

一月号の広報では、地方分権とはどんな制度なのかを掲載しましたが、今月は地方分権と地域のかかわりについて述べてみたいと思います。

上下・主従から対等・協力による地域づくり

これまでの地方自治体の行政運営は、大部分が中央政府の指示によるもので、その仕組みは中央と地方が上下・主従の関係として構築されてきました。

この上下・主従の関係は、明治建国以来今日に至るまで、経済成長を目的とした効率的社会の構築には効果があったものの、国民社会における地方社会の活力を高めることにはマイナスに作用してきました。これを対等・協力の関係にすることが地方分権です。言い換えると、我が国が戦後、ナショナルミニマム（国家が保障する国民の最低限度の生活水準）の達成を目標にしていた時代には、これらは格差であり、その是正は大きな課題でしたが、これからはその開きは、自らの都市を外と区別する個性であり、違いこそ価値を見いだす地域づくりであると言っ

ことができます。

新しい発想で地域主権を確立すれば、税の高い所と低い所、福祉などの行政サービスが充実している地域とそうでない地域など様々なまちができます。また、多くの人が住みたいと思うようなまちづくりを目指して、地域間の競争が生まれてきます。

自己決定・自己責任のもと市民参加

分権社会では、地域のことを自分で決めると同時に、それに対し責任を持つのが前提です。これによって初めて政治や行政への市民参加による活力が生まれ、地域社会の住民による住民のための政治・行政を形成してこそ、地域は活性化するので、これこそが民主主義の基本ともいべき地方自治の確立であり、地方分権の目標です。

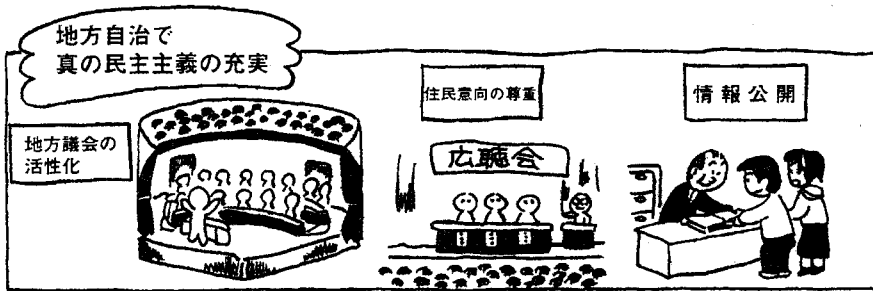
いづれにしても、市民に対して何ができるかを、市民の立場で積

極的に検討し得るような体制づくりが不可欠です。このためには、地方公共団体の関係者自らが分権の担い手として、公正・透明で開かれた行政を展開し、市民の期待と信頼に一層応えていく必要があると同時に、地域の自己決定権が大きく高まり、地方公共団体の企画立案、調整、実施などの行政能力の如何がこれまで以上に地域社会の現在と将来に大きな影響を及ぼすことになるため、行政マンとしての資質の向上が求められます。

また、これを機会に住民参画を積極的に進め、市民一人ひとりが心豊かで生きがいのもてる地域社会を形成していけるような施策を推進していかなければなりません。

そこで、地方自治の基本ともいえる公正で開かれた市政運営を進めることにより、行財政の健全な運営に努めるとともに、自己決定と自己責任のもと地域住民の意志を最大限に尊重した、魅力ある地域社会の実現を目指していかなければなりません。

われわれ
住民も
意識改革
しなきゃね



協創の精神による地域社会づくり

分権社会では、行政だけでなく住民の役割がこれまで以上に大きくなります。高齢社会を支えるには、行政だけでは限界があり、民間団体の活動は地域社会においてより重要になるでしょう。行政も地域の民間団体を支援するなど、住民自治を育てる姿勢を持つことが肝要です。

地方公共団体が地域住民と手を携えながら、個性豊かで活力に満ちた地域社会づくりに向けて知恵と実行力をよい意味で競い合い、ときには痛みを伴いつつも、行政改革や自主的合併の推進なども含めて自ら必要な行政体制整備のための改革に邁進するなど、分権改革に向けて力強い前進を開始することが必要です。

従来は何の疑いもなく「中央と地方」と表現していたケースも、逆に「地方と中央」と表現していく、そんな時代も近い将来のことです。